

---

## 第 I 編 広域地方整備政策の概要

---

	頁
1 国土形成計画等	2
2 広域的地域活性化に向けた取組	9
3 都市再生をめぐる動き	13

---

# 1. 国土形成計画等

## 1-1 国土形成計画

### 1. 全国総合開発計画と国土総合開発法の改正

国土計画は、土地、水、自然、社会資本、産業集積、文化、人材等によって構成される国土の望ましい姿を示す長期的、総合的、空間的な計画である。

我が国の戦後の国土計画は、昭和37年に策定された第一次全国総合開発計画以来、国土総合開発法に基づく全国総合開発計画（以下「全総計画」という。）が5次にわたり策定された。所得格差の是正などに一定の成果を上げてきた。全総計画は、それぞれの時代に応じた政策課題に対する基本方針を示し、工場・教育機関の地方分散、地域間

国土総合開発法は、制定された昭和25年当時の社会経済情勢等を背景に、開発を基調とした量的拡大を指向したものとなっていた。しかし、本格的な人口減少社会の到来など、国土政策上の新たな課題に対応しつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示するうえで、計画制度の抜本的な見直しが求められた。このような状況を踏まえ、平成17年に国土総合開発法の抜本改正が行われ、同年12月に国土形成計画法が施行された。

### 2. 国土計画制度の改革のポイント

国土形成計画法に基づいて策定される国土形成計画は、計画の策定手続、計画の内容の両面において以下のとおり、これまでの全総計画から大きな転換を図ったものとなった。

#### (1) 国と地方の協働によるビジョンづくり

国土形成計画は、全国的見地から必要とされる基本的な施策等について定める「全国計画」と、ブロック単位の広域的見地から必要な施策を国と地方が連携・協力して策定する「広域地方計画」の二階層とした。広域地方計画の策定にあたっては、国の地方支分部局、関係都府県・政令市、経済界等が対等な立場で協議する広域地方計画協議会の協議を経ることとした。

#### (2) 開発中心からの転換

開発中心の量的拡大を目指す計画から、成熟社会型の計画へ転換するため、良好な景観や環境の保全を含めた国土の質的向上、既存ストックの有効活用、有限な資源の将来世代への適切な継承等の観点から計画対象事項の拡充、改変を行った。

## これまでの国土計画(国土計画の変遷)

	全国総合開発計画 (一全総)	新全国総合開発計画(新全総)	第三次全国総合開発計画(三全総)	第四次全国総合開発計画(四全総)	21世紀の国土のグランドデザイン	国土形成計画 (全国計画)	第二次国土形成計画 (全国計画)
閣議決定	昭和37年10月5日	昭和44年5月30日	昭和52年11月4日	昭和62年6月30日	平成10年3月31日	平成20年7月4日	平成27年8月14日
総理大臣	池田 勇人	佐藤 栄作	福田 起夫	中曾根 康弘	橋本 龍太郎	福田 康夫	安倍 晋三
背景	1 高度成長経済への移行 2 過大都市問題、所得格差の拡大 3 所得倍増計画(太平洋ベルト地帯構想)	1 高度成長経済 2 人口、産業の大都市集中 3 情報化、国際化、技術革新の進展	1 安定成長経済 2 人口、産業の地方分散の兆し 3 土国資源、エネルギー等の有限性の顕在化	1 人口、諸機能の東京一極集中 2 産業構造の急速な変化等により、地方圏での雇用問題の深刻化 3 本格的国際化の進展	1 地球時代(地球環境問題、大競争、アジア諸国との交流) 2 人口減少・高齢化時代 3 高度情報化時代	1 経済社会情勢の大転換(人口減少・高齢化、グローバル化、情報通信技術の発達) 2 国民の価値観の変化・多様化 3 国土をめぐる状況(一極一軸型国土構造等)	1 国土を取り巻く時代の潮流と課題(急激な人口減少・少子化、異次元の高齢化、巨大災害の切迫、インフレの老朽化等) 2 国民の価値観の変化(「田園回帰」の意識の高まり等) 3 国土空間の変化(低・未利用地、空き家の増加等)
目標年次	昭和45年	昭和60年	昭和52年から概ね10年間	概ね平成12年(2000年)	平成22年から27年(2010-2015年)	平成20年から概ね10年間	平成27年から概ね10年間
基本目標	地域間の均衡ある発展	豊かな環境の創造	人間居住の総合的環境の整備	多極分散型国土の構築	多軸型国土構造形成の基礎づくり	多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築、美しく、暮らしやすい国土の形成	対流促進型国土の形成
開発方式等	拠点開発方式	大規模開発プロジェクト構想	定住構想	交流ネットワーク構想	参加と連携	(5つの戦略的目標) 東アジアとの交流・連携等	重層的かつ強靭な「コンパクト+ネットワーク」等

### 3. 国土形成計画の策定

平成20年7月に閣議決定された全国計画では、各広域ブロックが東アジア等との交流・連携を進めつつ、その有する資源を最大限に活かした特色ある地域戦略を描くことにより、自立的に発展する国土構造への転換を図るなど「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」ことを計画の基本的な方針としている。

また、この新しい国土像の実現のため、①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくりを戦略的目標として掲げ、多様な主体の参画により、効率的に計画を推進することとしている。

広域地方計画については、全国計画に示された新しい国土像を具体化するものとして、東北から九州までの全国8ブロック別の地域戦略と、その具体的な取組みをまとめた計画であり、国の地方支分部局や地方公共団体、経済団体等をメンバーとする広域地方計画協議会における協議を経て、平成21年8月に国土交通大臣により決定された。

### 4. 第二次国土形成計画の策定

国土交通省では、急激な人口減少・少子化や巨大災害の切迫等、国土を取り巻く厳しい状況変化に対応するため、国民と危機感を共有し、中長期(おおむね2050年)を見据えた国土・地域づくりの理念を示す「国土のグランドデザイン2050」を、平成26年7月に発表した。

これも踏まえ、平成27年8月に閣議決定された第二次国土形成計画（全国計画）では、地域の多様な個性に磨きをかけ、地域間のヒト、モノ、カネ、情報の活発な動き（対流）を生み出す「対流促進型国土」の形成を国土の基本構想とした。そして、対流を生み出すための国土構造、地域構造として、生活サービス機能をはじめとした各種機能を一定の地域にコンパクトに集約し、各地域をネットワークで結ぶ「コンパクト＋ネットワーク」を提示した。「対流促進型国土」及びそのための「コンパクト＋ネットワーク」の形成は、各地域の固有の自然、文化、産業等の独自の個性を活かした、これから時代にふさわしい国土の均衡ある発展の実現につながるものである。また、同計画では、地方から東京圏への若年層を中心とする人口の流出超過が継続する一方、東京には依然として過密の問題が存在し、首都直下地震等大規模災害の切迫等の課題も踏まえ、東京一極集中の是正が位置づけられている。

また、全国計画を踏まえて、平成28年3月には、全国8ブロック別の広域地方計画を改定した。

## 第二次国土形成計画について

○ 計画期間：2015年～2025年（2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の前後にわたる「日本の命運を決する10年」）

○ 国土づくりの目標とすべき我が国の将来像

①安全で、豊かさを実感することのできる国 ②経済成長を続ける活力ある国 ③国際社会の中で存在感を發揮する国

### 国土を取り巻く時代の潮流と課題

- ・急激な人口減少、少子化
- ・異次元の高齢化の進展
- ・変化する国際社会の中で競争の激化
- ・巨大災害の切迫、インフラの老朽化
- ・食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題
- ・ICTの劇的な進歩等技術革新の進展

### 国民の価値観の変化

- ・ライフスタイルの多様化（経済志向、生活志向）
- ・共助社会づくりにおける多様な主体の役割の拡大・多様化
- ・安全・安心に対する国民意識の高まり

### 国土空間の変化

- ・低・未利用地や荒廃農地、空き家、所有者の所在の把握が難しい土地等の問題顕在化
- ・森林の持続的な管理
- ・海洋環境及び海洋権益の保全、海洋資源の利活用、離島地域の適切な管理

### 国土の基本構想

#### 「対流促進型国土」の形成：「対流」こそが日本の活力の源泉

- ・「対流」とは、多様な個性を持つ様々な地域が相互に連携して生じる地域間のヒト、モノ、カネ、情報の双方向の活発な動き
- ・「対流」は、それ自体が地域に活力をもたらすとともに、イノベーションを創出
- ・地域の多様な個性が対流の原動力であり、個性を磨くことが重要

#### 「対流促進型国土」を形成するための重層的かつ強靭な「コンパクト＋ネットワーク」

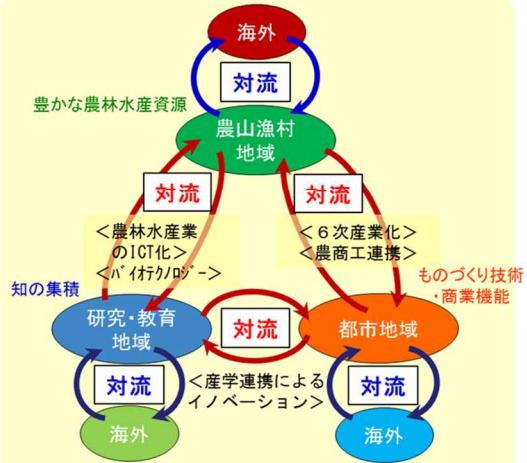
- ・「コンパクト」にまとめ、「ネットワーク」でつながる
- ・医療、福祉、商業等の機能をコンパクトに集約
- ・交通、情報通信、エネルギーの充実したネットワークを形成
- ・人口減少社会における適応策・緩和策を同時に推進

#### 東京一極集中の是正と東京圏の位置付け

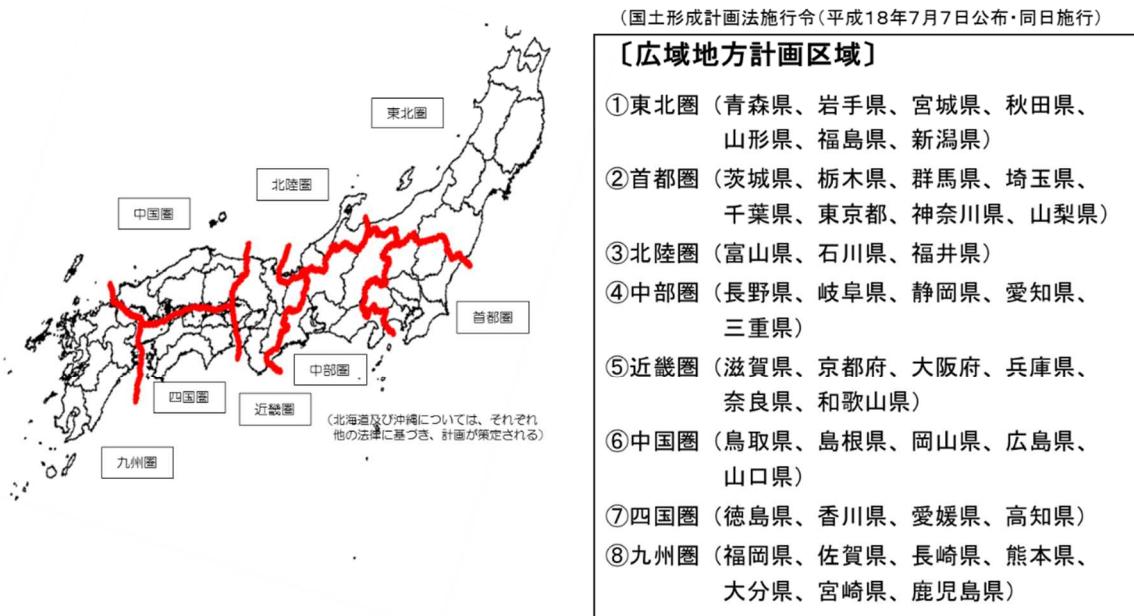
- ・東京一極滞留を解消し、ヒトの流れを変える必要
- ・魅力ある地方の創生と東京の国際競争力向上が必要

#### 都市と農山漁村の相互貢献による共生

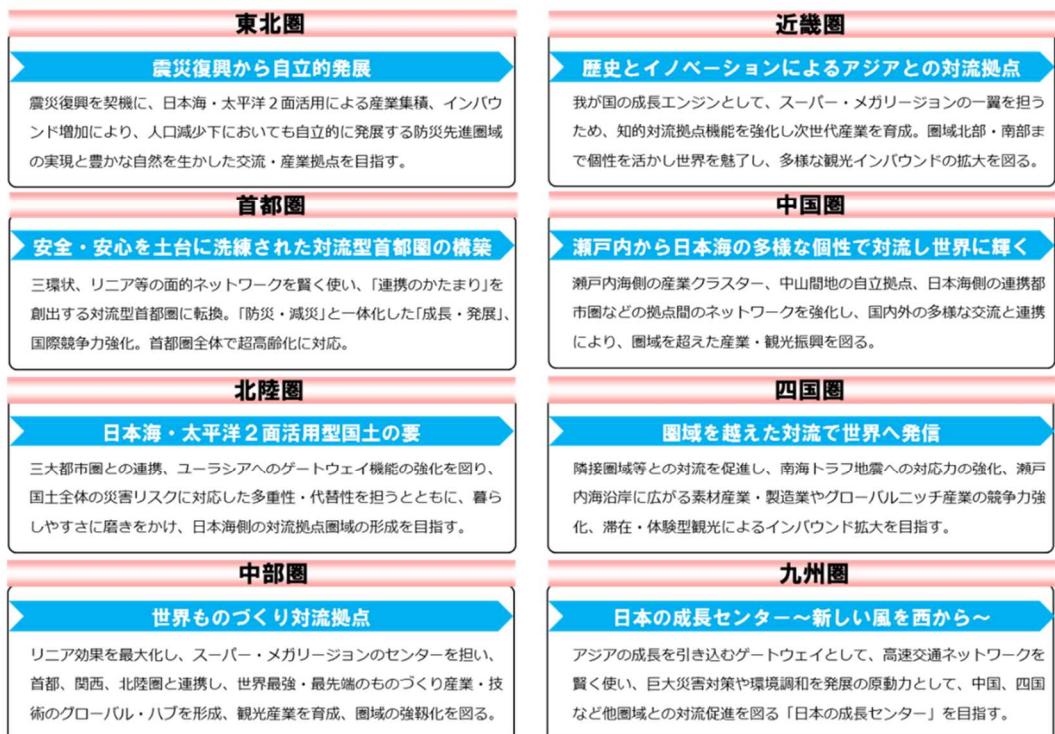
### 「対流」のイメージ：「個性」と「連携」



## ＜参考1＞広域地方計画区域



## ＜参考2＞平成28年3月策定の広域地方計画における各ブロックの将来像



## 1-2 国土利用計画

### 1. 国土利用計画法の目的と基本理念

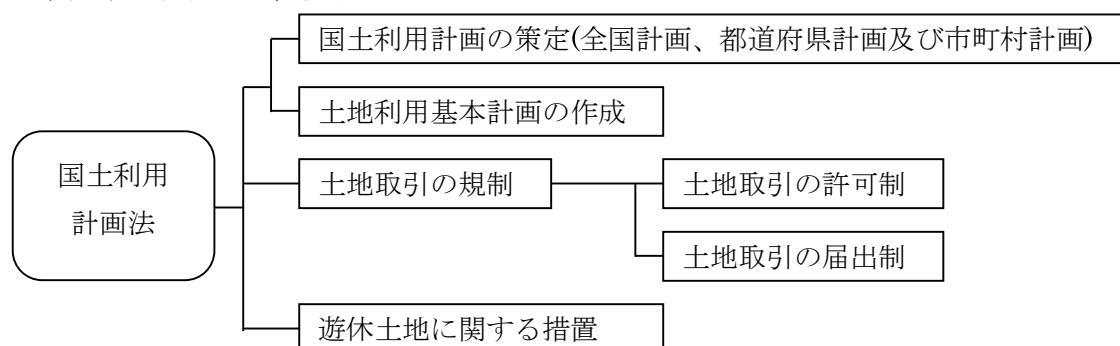
(目的)

第1条 この法律は、国土利用計画の策定に關し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

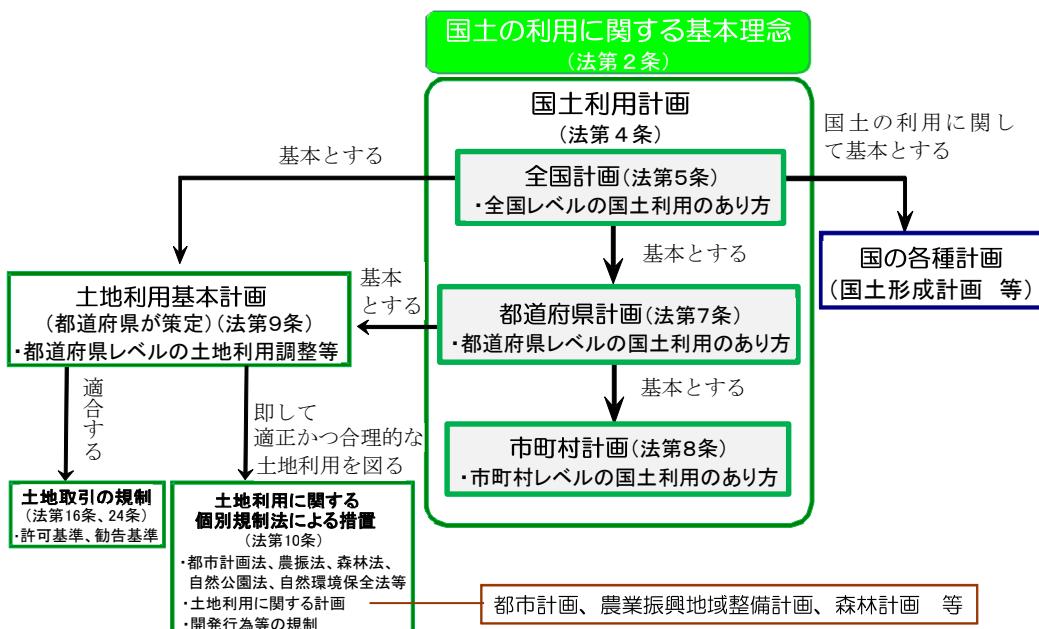
(基本理念)

第2条 国土の利用は、国土が現在及び将来における国民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。

### 2. 国土利用計画法の仕組み



### 3. 国土利用計画と他の諸計画との関連



#### 4. 第五次国土利用計画（全国計画）の概要

わが国は平成 20(2008)年をピークに総人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会、超高齢社会に突入した。また、平成 23(2011)年の東日本大震災をはじめ、多くの自然災害に見舞われた。このような状況において、国土を適切に管理し荒廃を防ぐこと、開発圧力が低減する機会をとらえ、自然環境の再生・活用や災害に対する安全な土地利用の推進等を図ることによって、より安全で豊かな国土を実現することが重要な課題であるという認識の下、平成 27(2015)年 8 月に第五次となる国土利用計画（全国計画）を策定した。

本計画では、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指し、「適切な国土管理を実現する国土利用」「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」「安全・安心を実現する国土利用」の 3 つを基本方針としている。また、今後人口減少、高齢化、財政制約等が進行するなかで、基本方針を効率的に実現するために、防災・減災、自然共生、国土管理などの効果を複合的にもたらす「複合的な施策」を推進する。さらに、開発圧力が低減する機会をとらえ、土地の履歴や特性を踏まえ、最適な国土利用を選択する「国土の選択的な利用」を推進する。

併せて、本計画では、農地、森林、宅地等の利用区分ごとに、規模の目標を定めており、今回はじめて宅地面積が増加しない目標を定めている。

国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位：万 ha	平成 24 年	平成 37 年
農 地	455	440
森 林	2,506	2,510
原 野 等	34	34
水面・河川・水路	134	135
道 路	137	142
宅 地	190	190
住宅地	116	116
工業用地	15	15
その他の宅地	59	59
そ の 他	324	329
合 計	<b>3,780</b>	<b>3,780</b>

### 1-3 政府経済見通しにおける主要経済指標

	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度 (見通し)	対前年度比増減率					
				令和元年度	令和2年度	%程度 (名目)	%程度 (実質)		
国内総生産	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	1.8	0.9	2.1	1.4		
国内総生産	548.4	558.3	570.2						
民間最終消費支出	304.7	308.5	314.2	1.2	0.6	1.8	1.0		
民間住宅	16.5	17.0	16.9	2.9	1.5	▲ 0.3	▲ 1.9		
民間企業設備	88.0	90.3	93.2	2.6	2.2	3.2	2.7		
労働・雇用	万人程度	万人程度	万人程度	%程度		%程度			
労働力人口	6,847	6,891	6,901	0.6		0.2			
就業者数	6,681	6,730	6,744	0.7		0.2			
生産	%程度	%程度	%程度						
鉱工業生産指数 ・増減率	0.3	▲ 1.7	2.1	—					
物価	%程度	%程度	%程度						
国内企業物価指数 ・変化率	2.2	0.3	1.0	—					
消費者物価指数 ・変化率	0.7	0.6	0.8	—					
国際収支	兆円程度	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度			
貿易・サービス収支	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.4	—		—			
貿易収支	0.7	0.3	▲ 0.5	—		—			
輸出	80.3	75.9	78.0	▲ 5.5		2.7			
輸入	79.6	75.6	78.4	▲ 5.0		3.7			
経常収支	19.2	19.5	18.9	—		—			

(資料) 内閣府『令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度』

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。

なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成30年度 (実績)	令和元年度	令和2年度
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	3.3	2.9	2.9
円相場(円／ドル)	110.9	108.7	108.9
原油輸入価格(ドル／バレル)	72.0	67.1	65.6

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和元年11月1日～11月30日の期間の平均値(108.9円／ドル)で同年12月以降一定と想定
3. 原油輸入価格は、令和元年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(65.6ドル／バレル)で同年12月以降一定と想定。

## 2. 広域的地域活性化に向けた取組

### 広域的地域活性化に向けた取組の概要

#### 1. 取組の目的

我が国の持続的な発展を図る上で、活力の源泉である地域の活力の向上が不可欠であり、意欲のある地域の活性化に向けて、民間と公共が連携した地域発意の計画に基づき、広域的な経済活動等を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進するための地方の自主性と裁量性の高い財政支援制度により、地域の知恵と工夫を引き出し、広域的地域活性化を図ることを目的とする。

#### 2. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）

##### (1) 目的

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下、「広活法」という。）は、我が国の人口構造の変化、経済社会生活圏の広域化、国際化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、全国各地域において広域にわたる活発な人の往来又は物資の流通を通じた地域活性化（「広域的地域活性化」）を図ることが重要となっていることから、広域的地域活性化のための基盤整備を推進するため、国土交通大臣が基本方針を策定し、都道府県が作成する広域的地域活性化基盤整備計画（以下、「広域活性化計画」という。）に基づく民間拠点施設整備事業計画の認定及び拠点施設関連基盤施設整備事業その他の事業又は事務の実施に要する経費に充てるための交付金の交付等の措置を講ずることを目的とする。

##### (2) 基本方針

国土交通大臣は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的方向、拠点施設の選定及び重点地区の設定に関する基本的事項、拠点施設関連基盤施設整備事業に関する基本的事項、関連する広域的特定活動の促進に関する施策との連携に関する基本的事項、広域的地域活性化のための基盤整備に係る都道府県間その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的事項、広域活性化計画の作成に関する基本的事項やその他広域的地域活性化のための基盤整備に関する重要事項からなる基本方針を定める。

##### (3) 広域的地域活性化基盤整備計画

都道府県は、基本方針に基づき、広域的地域活性化のために必要となる経済活動等の拠点となる施設やこれと関連する基盤整備事業や基盤整備事業と一体となってその効果を一層高めるための必要な事業等を記載した広域活性化計画を作成し、国土交通大臣に提出する。

国土交通大臣は、都道府県が作成した広域活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で年度ごとに当該都道府県に対し交付金を交付する。

##### (4) (一財) 民間都市開発推進機構による支援制度

広域活性化計画に記載された重点地区の区域における拠点施設の整備に関する事業であって、当該事業を施行する土地の区域の面積が一定規模以上の拠点施設整備事業を施行しようとする民間事業者は、当該拠点施設整備事業に関する計画（民間拠点施設整備事業計画）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができ、国土交通大臣が、基

準に適合すると認めるときは、その認定をることができる。

(一財) 民間都市開発推進機構は、大臣認定を受けた事業を行う民間事業者に対し、当該事業の施行に要する費用の一部について出資等の方法による支援、必要な助言、あっせんその他の援助等を行う。

### 3. 社会資本整備総合交付金「広域連携事業」について

#### (1) 目的

複数都道府県が連携・協力して取り組む都道府県を越える広域での観光や物流の広域的地域活性化を図ることが重要となっていることにかんがみ、広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、地域社会の自立的な発展並びに国民経済の健全な発展に寄与。

#### (2) 概要

交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）

対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域活性化計画（社会資本総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等

①基幹事業：広域的特定活動※<sup>1</sup>を推進するために必要な基盤整備事業（都道府県が自ら実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅、土地区画整理事業、市街地再開発事業）及び広活法提案事業※<sup>2</sup>

- ※1 域外の広域からの来訪者を増加させたり、広域にわたる物資の流通を促進する効果の高い、主として民間によって展開される広域的な地域活性化に寄与する活動
- ※2 広活法第2条第3項で定める拠点施設関連基盤施設整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務  
(例：検討調査、社会実験、標識整備等)
- 下記「③効果促進事業」とあわせて全体事業費の20/100以内

②関連社会資本整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業

③効果促進事業：計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等

※広活法提案事業を実施することができるため、実施不可

④社会資本整備円滑化地籍整備事業：計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

交付期間：3～5年程度

交付率：①基幹事業＝最大45%

②③④関連事業＝個別の法令に規定がある場合以外は1/2

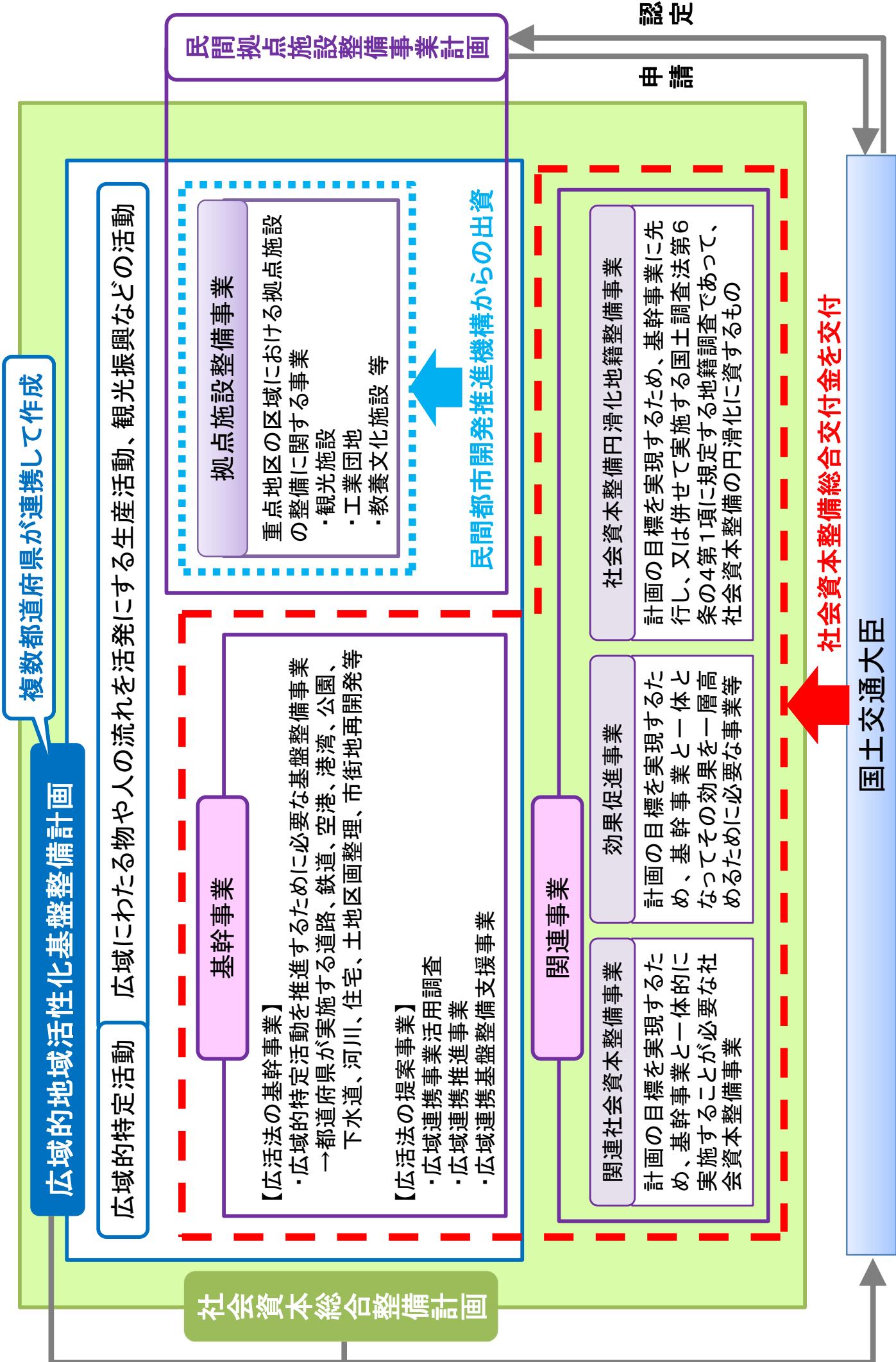
その他：・計画全体をパッケージで採択

・計画内の他事業に国費の流用可

・法律で補助事業となっている事業とは異なり、年度間でも国费率の調整可

・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

# 広域的地域活性化のための基盤整備にに関する法律（広活法）に関する支援制度



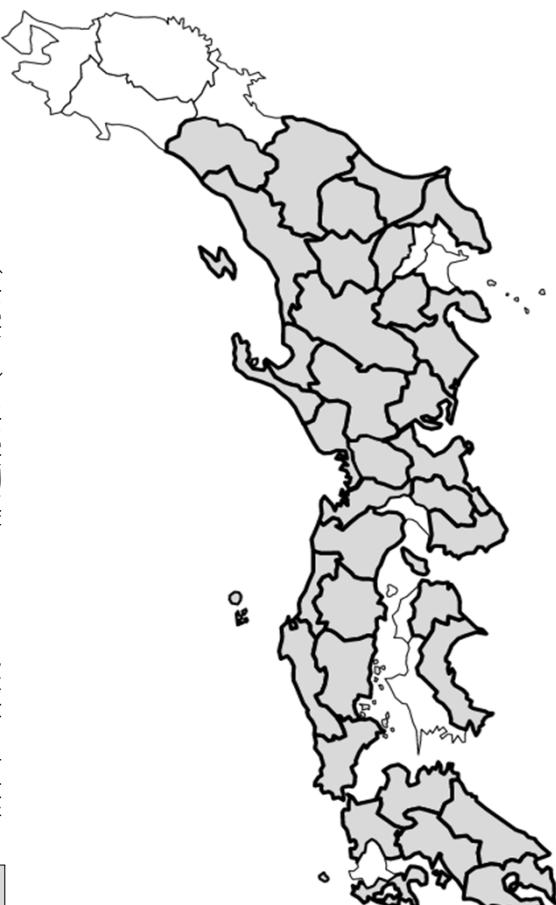
# 社会資本総合整備計画（広域連携事業）計画一覧

令和2年4月時点

## 【3.3 計画名74計画数】

- ：広域観光の活性化 (27計画名59計画数)
- ★：広域産業の活性化 (6計画名15計画数)
- ：令和2年度新規計画 (8計画名19計画数)

■：計画を作成している都道府県 (35府県)



## ●：広域観光の活性化計画

計画名	都道府県
山形福島新潟広域観光活性化計画	山形県 福島県 新潟県
茨城・栃木交流圏域における魅力的な資源を活かした広域的観光周遊活性化計画	茨城県 栃木県
圏央道 新国道4号を軸とした茨城埼玉交流圏域活性化計画	茨城県 埼玉県
千葉茨城交流圏域における觀光振興による広域的地域活性化	茨城県 千葉県
栃木・群馬における魅力的な資源を活かした広域的觀光活性化計画	栃木県 群馬県
群馬・長野における豊かな環境を活かした多様な広域周遊觀光活性化計画	群馬県 長野県
山梨埼玉広域觀光活性化計画	埼玉県 山梨県
飛越交流圏域活性化計画	富山县 岐阜県 石川県 福井県
北陸新幹線を軸とした北陸3県における広域觀光活性化計画	富山县 岐阜県 石川県 福井県
福井と岐阜を結ぶ美濃街道・中部縱貫自動車道・北陸自動車道等を軸とする岐阜福井交流圏域における觀光活性化計画	福井県 岐阜県
海山湖の魅力を地域活動と広域交通網で向上する福井・滋賀広域觀光活性化計画	福井県 滋賀県
富士山周辺の豊富な觀光資源を活かした山梨静岡交流圏域活性化計画	山梨県 静岡県
甲信地域広域的觀光活性化計画	山梨県 長野県
靈峰伊吹山と天下分け目の武将の息吹を感じる、岐阜・滋賀周遊觀光振興による広域的地域活性化計画	岐阜県 滋賀県
愛知静岡昇龍道Ukiyo-e Routeを巡る歴史・文化觀光活性化計画	静岡県 愛知県
「吉野・熊野・高野の国」の連携による世界遺産・紀伊山地の靈場ヒ参詣道」地域の觀光地域活性化計画	三重県 和歌山县
三重・滋賀交流圏域による世界遺産・紀伊山地の靈場ヒ参詣道」地域の觀光地域活性化計画	三重県 滋賀県
京都・奈良・和歌山における自転車を活用した広域觀光活性化計画	京都府 奈良県 和歌山县
大丹波地域広域觀光活性化計画	京都府 兵庫県
山陰海岸ジオパーク圏域3府県周遊觀光活性化計画	京都府 兵庫県 鳥取県
中国山地の豊かな自然を活かした広域周遊觀光活性化計画	鳥取県 岡山县
広島・島根における尾道松江線を軸とした広域觀光活性化計画	島根県 広島県
広島広域都市圏における広域的觀光活性化計画	広島県 山口県
世界初の営業運行となるDMVを軸とした觀光による徳島県南部及び高知県東部地域活性化計画	徳島県 高知県
北部九州地域への来訪者の滞在促進戦略（広域的觀光活性化）	福岡県 大分県
九州横軸3県における広域的な觀光活性化率性向上	長崎県 熊本県 宮崎県
九州南部地域における広域觀光活性化計画	宮崎県 鹿児島県

## ★：広域産業の活性化計画

計画名	都道府県
群馬・新潟・長野を結ぶ高規格道路を軸とした広域的産業・物流活性化計画	群馬県 新潟県 長野県
高規格道路(北関東・関越・圏央・東北)沿線地域における広域的産業・物流活性化	群馬県 埼玉県
愛知岐阜長野における広域的産業・物流活性化計画	長野県 岐阜県 愛知県
備後圏域連携中枢都市圏における広域的な産業物流活性化計画	岡山县 広島県
北部九州地域における自動車産業等活性化戦略(地域的な物流の効率性向上)	福岡県 熊本県 大分県
南九州地域における産業・物流活性化計画	宮崎県 鹿児島県

### 3. 都市再生をめぐる動き

#### 3-1 都市再生本部

都市再生本部は、環境、防災、国際化等の観点から都市の再生を目指す21世紀型都市再生プロジェクトの推進や土地の有効利用等都市の再生に関する施策を総合的かつ強力に推進することを目的として、平成13年5月8日閣議決定により、内閣に設置された。その後、平成14年6月1日に都市再生特別措置法が施行され、同本部は都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するための機関として法律で規定される組織となった。

(都市再生本部の構成員)

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、地方創生担当大臣、国土交通大臣

本部員 本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

## 3－2 都市再生特別措置法

### 1. 都市再生特別措置法の沿革

#### (1) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の制定（平成14年6月1日施行）

我が国の活力の源泉である都市について、その魅力と国際競争力を高めるためには、資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起することが必要である。このため、都市再生特別措置法を制定し、民間事業者等による都市再生を推進している。

#### (2) 平成16年の一部改正（平成16年4月1日施行）

「全国都市再生」を一層推進するため、民間活力が十分でない都市を含む全国の都市においても、地域の実情に応じた都市の再生を効果的に進めていく必要がある。こうしたことから、市町村の自主性・裁量性の高い財政支援制度を創設する等の全国都市再生のための基本的な枠組みを構築するための改正を行った。

#### (3) 平成17年の一部改正（平成17年4月27日施行）

市町村によるまちづくり交付金事業と連携して行われ、都市再生に資する優良な民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、当該事業を行う民間事業者に対して、民間都市開発推進機構が当該事業の施行に要する費用の一部を出資等により支援出来るよう改正を行った。

#### (4) 平成19年の一部改正（平成19年3月31日一部施行、同年9月28日施行）

都市機能の高度化及び居住環境の向上を図るため、国土交通大臣による民間都市再生事業計画の認定を申請することができる期限の延長、防災街区整備地区計画の区域内において建築物の容積を配分する制度の創設、市町村による国道又は都道府県道の管理の特例措置の拡充、まちづくり活動を行う公益法人等を市町村長が指定する都市再生整備推進法人制度の創設等を行った。

#### (5) 平成21年の一部改正（平成21年9月1日一部施行、同年10月1日施行）

地域の住民や地元企業等が主体となったまちづくり活動や公共的な空間の適切な整備、管理等を通じて、まちの魅力や活力の維持、向上を促進し、地域の活性化を図るために、まちづくり会社等が施行する都市開発事業や公共施設等の整備に係る都市開発資金の無利子貸付制度の創設、都市再生緊急整備地域や都市再生整備計画の区域内の一団の土地の所有者等による歩行者ネットワーク協定の創設等を内容とする改正を行った。

#### (6) 平成23年の一部改正（平成23年7月25日一部施行、同年10月20日施行）

都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設した。特定都市再生緊急整備地域においては、税制支援や民間都市開発推進機構がミドルリスク資金の調達を支援するメザニン支援業務といった従来の「都市再生緊急整備地域」における支援措置に加え、下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和、道路の上空利用のための規制緩和、より一層深掘りされた税制支援などにより、民間都市開発の支援が行われることとなった。また、地域の拠点や基盤となる都市拠点インフラの整備

を重点的かつ集中的に支援する補助制度として、国際競争拠点都市整備事業が創設された。

(7) 平成24年の一部改正（平成24年7月1日施行）

都市機能が集積した地域における避難者・帰宅困難者の安全確保のため、都市再生安全確保計画制度を創設した。これは、全国で53の地域が指定されている都市再生緊急整備地域において、都市再生緊急整備協議会を開催し、都市再生安全確保計画の作成や、都市再生安全確保施設に関する協定の締結、各種規制緩和などにより、官民の連携による都市の防災性の向上を図る制度である。

(8) 平成26年の一部改正（平成26年8月1日施行）

今後、急激な人口減少・少子高齢化が進行する中で、我が国全体として福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりと、これと連携した公共交通のネットワークを形成していく必要があるため、「立地適正化計画」制度を創設し、都市全体の観点から居住や医療・福祉、公共交通等の様々な機能の立地の適正化を図るための包括的なマスターplanとして、市町村は都市計画区域内において立地適正化計画を定めることができることとした。居住誘導区域外での住宅開発や都市機能誘導区域外での都市機能誘導施設の立地について、市町村への届出義務を課す仕組みが設けられ、都市機能誘導区域内において都市機能増進施設等を整備する民間都市開発事業であり、かつ、大臣認定を受けたものに対しては、民間都市開発推進機構による出資等の支援措置が設けられている。

(9) 平成28年の一部改正（平成28年9月1日施行）

都市の国際競争力と防災機能の強化を図る民間都市開発事業への支援を強化するため、民間都市再生事業の大臣認定の申請期限を延長するとともに、国際競争力の強化に資する国際会議場等に対する金融支援制度、平時だけでなく災害時においてもエリア内のビル・病院等にエネルギーの供給を継続するための協定制度の創設等を行った。また、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるため、観光案内所、サイクルポートなど賑わいの創出に寄与する施設の都市公園の占用許可対象への追加や、空き地・空き店舗を有効に活用するための協定制度の創設等を行った。

(10) 平成30年の一部改正（平成30年7月15日施行）

地方都市をはじめとした多くの都市において進行している、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」への対策を総合的に進めるための改正を行った。低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設、都市再生推進法人の業務の追加等を通じて、低未利用地の集約等による利用の促進を図るとともに、立地誘導促進施設協定制度の創設、都市計画協力団体制度の創設等を通じて、地域コミュニティによる身の回りの公共空間の創出を図る等の施策を講じた。また、都市の遊休空間の活用による安全性・利便性の向上のため、都市再生駐車施設配置計画制度の創設や都市計画の決定等の提案主体の追加等の措置を講じた。

(11) 令和2年の一部改正（令和2年9月7日一部施行）

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、商店街のシャッター街化など

による地域の活力の低下の懸念といった課題に対応し、安全で魅力的なまちづくりの推進を図るための改正を行った。居住を誘導する地域の安全を確保するため、立地適正化計画において、洪水による浸水想定など災害リスクを考慮した上で、居住誘導区域における避難地・避難路の整備や、宅地の嵩上げ、警戒避難体制の充実等の防災対策を定める「防災指針」を位置づけた。また、官民一体となって、多様な人々が集い交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを創出するため、行政の取組と併せて民間事業者等が交流・滞在空間を創出する一体型滞在快適性等向上事業や、民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき都市公園内にカフェ等を設置する公園施設設置管理協定制度、路外駐車場の配置を適正化する制度の創設等の措置を講じた。

## 2. 都市再生特別措置法の概要（令和2年9月14日現在）

本法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（都市再生）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、（1）都市再生緊急整備地域（都市再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域）における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、（2）都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに（3）立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じるものである。

### （1）都市再生緊急整備地域における特別の措置

#### ①民間都市再生事業計画の認定

都市再生緊急整備地域内における一定の都市開発事業（都市再生事業）を施行しようとする民間事業者は、国土交通大臣の認定により、認定事業者等に対する資金の貸付け又は認定事業者等が発行する社債の取得を通じた支援を受けることができる。

また、事業者の初期負担の軽減、従前地権者の事業協力の確保を図るため、大幅な割増償却、軽減税率の適用など各税目にわたり税制上の特例措置を講じている。

#### ②都市計画等の特例

都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域については、都市計画に都市再生特別地区を定めることができ、当該地区の都市計画に適合する建築物については、既存の用途規制、容積率制限、斜線制限、日影規制（当該地区内に限る。）及び高度地区の高さ制限を適用しない。

また、都市再生緊急整備地域内においては、都市再生特別地区の都市計画に道路の区域のうち建築物等の敷地として利用できる区域を定めることにより、当該区域の上空等への建築物の建築等を可能としている。

また、都市再生事業又は都市再生事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業を行おうとする者は、都市再生特別地区等の一定の都市計画の決定等を提案することができる。

③下水の未利用エネルギーを民間利用するための規制緩和

特定都市再生緊急整備地域において、整備計画に位置づけることで、民間事業者が下水を熱利用のために取水することができる。

(2) 都市再生整備計画に基づく特別の措置

市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画（都市再生整備計画）を作成することができ、当該都市再生整備計画に関して、以下の特別の措置が講じられる。

- ① 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、まちづくり交付金を平成16年度に創設し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等に対して交付金を交付。平成22年度からは、社会資本整備総合交付金により引き続き支援を実施。さらに令和2年度からは、立地適正化計画に基づく事業に対して、都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）により集中的な支援を実施。
- ② 市町村へまちづくりに関する権限をできる限り一体化するため、都道府県が決定することとされている都市計画を市町村が決定できることとともに、都道府県が行うこととされている国道又は都道府県道に関する事業についても、市町村が行うことができる。
- ③ 行政とNPO法人等の民間まちづくり主体との協働により都市の再生を推進するため、NPO法人等が実施する事業等を都市再生整備計画に位置付け、支援することができる。
- ④ 都市再生整備計画事業（『旧まちづくり交付金』）については、地域の創意工夫を活かした全国都市再生のより一層の推進を図るため、以下の制度拡充を行っている。  
平成18年度 内閣総理大臣の認定を受けた中心市街地活性化基本計画に記載された提案事業を実施する地区について、提案事業枠を1割から2割に拡大。  
平成19年度 基幹事業に「まちおこしセンター」及び「子育て世代活動支援セン

ター」を追加。

平成20年度 市町村都市再生整備協議会が行う官民協働事業への支援や、複数市町村により一本化された都市再生整備計画に基づき行われる連携事業への支援を強化。また、国の認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく事業を行う地区で一定の要件を満たす場合について、基幹事業に古都及び緑地保全事業、電柱電線類移設等を追加。

平成21年度 中心市街地の活性化、歴史まちづくり、低炭素型まちづくり等、国として特に推進すべき施策に関連した一定の要件を満たす地区について、まちづくり交付金の交付率上限を40%から45%に拡充。

平成22年度 まちづくり交付金を社会資本整備総合交付金に統合し、社会資本整合交付金の基幹事業の一つである都市再生整備計画事業として位置付け。

平成24年度 地方都市の既成市街地等において、地域の生活に必要な都市機能（医療・福祉、商業等）の整備・維持を支援し、地域の中心拠点・生活拠点を形成することにより、持続可能な都市構造への再構築を図る「地方都市リノベーション事業」を創設。

平成26年度 人口減少と高齢化、地場産業の停滞などにより、地域の活力が低下しており、経済社会情勢の変化に応じた都市の再構築を行うことが喫緊の政策課題であるとの認識のもと、これまでの地方都市リノベーション事業を拡充し、「都市再構築戦略事業」に改称した。

平成27年度 支援対象区域をコンパクトシティの推進を支援するための計画区域、若しくは都市外縁部の観光等地域資源の活用に関する計画区域へ見直し。また、高次都市施設、誘導施設、既存建造物活用事業について、「郊外からまちなかへの移転・施設の統廃合・他施設との合築・公共施設等総合管理計画と施設整備に齟齬がないこと」の4つの支援要件を追加した。さらに、都市再構築戦略事業については「連携生活拠点区域」での支援を追加した。

平成28年度 生活拠点誘導施設、既存建造物活用事業におけるハコモノ整備費について、交付対象事業費の上限金額を21億円に設定した。

平成29年度 都市再構築戦略事業の支援対象について、乳幼児一時預かり施設・子供送迎センターを交付対象誘導施設へ追加し、商業系誘導施設を支援対象から除外した。また、民間事業者や市町村が自ら誘導施設を整備した場合において、都市再構築戦略事業の実施が可能となるよう要件を追加。さらに、隣接市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同で利用する誘導施設を整備する場合、当該隣接市町村においては、公共交通による隣接市町村への移動に際し必要となる駅前広場及び公共交通施設のバリアフリー化について、都市再構築戦略事業の実施が可能となるよう拡充し、中心拠点誘導施設又は連携生活拠点誘導施設のうち、

複数市町村が共同利用する施設について、交付対象事業上限を21億円から30億円に引き上げた。加えて、高次都市施設、誘導施設及び既存建造物活用事業について、個別施設計画又はPRE活用計画への当該施設整備の明確な位置づけを要件化した。

平成30年度 都市再構戦略事業について、都市機能誘導区域の面積が市街化区域等面積の50%を超える都市における交付率を50%から45%に引き下げる一方、都市機能誘導区域の面積が市街化区域等面積の10%未満まで絞り込む都市における区域要件を緩和した。

令和2年度 立地適正化計画に基づく事業に対して、国による総合的・集中的な支援を行うため、都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）を創設した。

- ⑤ 都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間都市開発事業に対する大臣認定制度を平成17年度創設。認定を受けた事業者等は、出資等を通じた金融支援を受けることができる。
- ⑥ 街のにぎわいや都市の魅力向上を図るため、道路占用許可の特例を位置づけることができる。また、都市利便施設の一体的な整備又は管理の推進を目的とする都市利便増進協定や、歩行者の利便性、安全性の向上を図るために整備・管理等に関する都市再生（整備）歩行者経路協定を締結することができる。

### （3）立地適正化計画に基づく特別の措置

市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画（立地適正化計画）を作成することができ、当該立地適正化計画に関して、以下の特別の措置が講じられる。

- ① 立地適正化計画に都市機能誘導区域と当該区域に誘導する生活サービス施設が記載された場合には、当該施設の整備に対して、社会資本整備総合交付金による財政支援や民間都市開発推進機構による金融支援等が講じられる。また、都市機能誘導区域外から区域内に移転する生活サービス施設について、税制上の特例措置も設けられている。また、都市機能誘導区域外で生活サービス施設を整備する際には、市町村への事前届出を義務付けており、市町村が施設の整備主体に対して区域内に立地するよう働きかけを行うことも可能である。
- ② 立地適正化計画に居住誘導区域が記載された場合には、公営住宅を除却し、区域内に再建等する際の除却費について国の財政支援の対象とされている他、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅を開発する際には、市町村への事前届出を義務付けており、市町村が住宅の開発主体に対して区域内に立地するよう働き

かけを行うことも可能である。

- ③ 居住誘導区域外の跡地が放置されると景観上・防犯上課題が生じることから、跡地を適正に管理し、地域住民が利用できる施設を整備できるよう NPO 等が跡地所有者と跡地等管理等協定を締結することができる。
- ④ 都市機能誘導区域の生活サービス施設へのアクセスを確保するため、公共交通施設の整備に対して、社会資本整備総合交付金による支援が講じられる。
- ⑤ 立地適正化計画においては、居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るため、低未利用土地の利用及び管理に関する指針を定めることができる。また、立地適正化計画に記載された土地区画整理事業であって、施行地区に都市機能誘導区域を含む場合は、例外的に従前の宅地の位置と離れた場所に換地ができ、低未利用地の柔軟な集約を通じて、散在する空き地等の有効活用を図ることができる。

### 3. 都市再生特別措置法の適用状況

(1) 都市再生緊急整備地域の指定等 都市再生緊急整備地域については、東京・大阪をはじめ、政令指定都市、地方県庁所在市など、全国 52 地域（計 8,838 ha）が指定されている。

また、民間都市再生事業計画については 129 件が認定され、都市再生特別地区については 98 地区が決定されている。（表 3-1-1）（令和 2 年 3 月 31 日現在）

(2) 都市再生整備計画の策定状況等

都市再生整備計画は、これまで、3,118 地区で策定され、社会資本整備総合交付金の交付を受けている。（図 3-1-2）（令和 2 年 3 月 31 日現在）



表3-1-1 都市再生特別措置法の適用状況

都市再生緊急整備地域	55地域	約9,092ha(R2.3.31時点)
特定都市再生緊急整備地域	13地域	約4,110ha(R2.3.31時点)
民間都市再生事業計画の認定状況	129計画	(R2.3.31時点)
都市再生特別地区の決定状況	98地区	(R2.3.31時点)
国際競争拠点都市整備事業の採択状況	16箇所	(R2.3.31時点)

特定都市再生緊急整備地域が含まれる地域は、地域名の欄に【特定地域】を記載しています。

都市名		地域名	面積 ※[]は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業
北海道	札幌市	【特定地域】 札幌都心地域 ※8 ※9 ※11	225ha 【145ha】	○北3西4地区 ○北2西4地区 ○南2西3南西地区 ○北1西1地区 ◎(仮称)北2条西4丁目地区都市再生事業 ●苗穂駅周辺地区整備事業(道路) ●苗穂駅周辺地区まちづくり事業(鉄道施設) ●西2丁目線地下歩道整備事業 ●札幌駅前通公共地下歩道及び地下鉄さっぽろ駅東豊線連絡通路改修事業
宮城県	仙台市	仙台駅西・一番町地域	79ha	○一番町三丁目南地区 ○中央一丁目広瀬通地区
埼玉県	さいたま市	さいたま新都心駅周辺地域	47ha	
		大宮駅周辺地域	130ha	
	川口市	川口駅周辺地域	68ha	◎サッポロビール埼玉工場跡地(リボンシティ)開発事業
千葉県	千葉市	千葉蘇我臨海地域 ※2	116ha	
		千葉駅周辺地域	28ha	○千葉駅西口地区
		千葉みなと駅西地域	21ha	
	柏市	柏駅周辺地域	20ha	
				○大手町一丁目地区第一種市街地再開発事業 ○丸の内2-1地区 ◎三菱商事ビル・古河ビル・丸ノ内八重洲ビル建替計画(丸の内2-1地区) ○大手町一丁目6地区 ○丸の内二丁目7地区 ◎(仮称)丸の内1-4計画 ○大手町一丁目1地区 ◎(仮称)大手町1-1計画A棟 ◎(仮称)大手町1-6計画 ◎(仮称)東京駅八重洲口開発事業 ○丸の内1-1地区 ○大手町地区 ◎(仮称)新鉄鋼ビル建替計画 ○丸の内一丁目1-12地区 ○日比谷地区 ○丸の内三丁目10地区 ○大手町一丁目2地区 ◎大手町一丁目第3地区第一種市街地再開発事業 ◎(仮称)大手町1-1計画B棟 ◎(仮称)新日比谷プロジェクト ◎晴海二丁目地区都市再生事業 ◎晴海フロンティア ◎東京都市計画 勝どき六丁目地区第一種市街地再開発事業 ○日本橋室町東地区 ○銀座四丁目6地区 ○京橋二丁目16地区 ○京橋二丁目3地区 ○銀座四丁目12地区 ◎(仮称)銀座四丁目12地区建設事業 ○京橋三丁目1地区

都市名	地域名	面積 ※【】は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業
東京都	千代田区 中央区 港区 江東区	【特定地域】 東京都心・臨海地域 ※2 ※7 ※8 ※16  2.040ha [2.040ha]	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎東京スクエアガーデン</li> <li>◎日本橋室町東地区開発計画</li> <li>○銀座六丁目10地区</li> <li>○日本橋二丁目地区</li> <li>◎日本橋室町東地区開発計画(第2期)</li> <li>◎京橋トラストタワー新築事業</li> <li>○八重洲一丁目6地区</li> <li>○八重洲二丁目1地区</li> <li>○京橋一丁目東地区</li> <li>◎青山一丁目スクエア</li> <li>◎東京ミッドタウン</li> <li>◎(仮称)赤坂五丁目TBS開発計画</li> <li>◎虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業</li> <li>◎環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業 Ⅲ街区建築物等整備事業</li> <li>◎(仮称)21・25森ビル建替計画</li> <li>◎赤坂一丁目地区第一種市街地再開発事業</li> <li>○浜松町二丁目4地区</li> <li>○虎ノ門二丁目地区</li> <li>○竹芝地区</li> <li>○虎ノ門四丁目地区</li> <li>○虎ノ門一丁目3・17地区</li> <li>◎(仮称)芝公園1丁目ビル計画</li> <li>◎(仮称)丸の内3-2計画</li> <li>◎浜松町二丁目4地区B街区(仮称)浜松町駅前プロジェクト</li> <li>◎(仮称)虎ノ門2-10計画</li> <li>◎臨海副都心有明南LM2・3街区開発事業</li> <li>◎(仮称)フジテレビ臨海副都心スタジオ計画</li> <li>◎豊洲二丁目4-1街区・6街区商業施設建設事業</li> <li>◎有明南プロジェクト</li> <li>◎(仮称)豊洲3-2街区ビル計画</li> <li>◎(仮称)竹芝地区開発計画</li> <li>◎(仮称)OH-1計画</li> <li>◎虎ノ門トラストシティワールドゲート</li> <li>◎(仮称)臨海副都心有明北地区地区計画(3-1-A,3-1-B,3-1-C街区)</li> <li>◎(仮称)豊洲二丁目駅前地区第一種市街地再開発事業2-1街区AC棟B棟</li> <li>◎常盤橋街区再開発プロジェクト</li> <li>◎愛宕山周辺地区(I地区)開発事業</li> <li>◎虎ノ門一丁目地区第一種市街地再開発事業</li> <li>◎(仮称)丸の内1-3計画</li> <li>●環状第二号線新橋・虎ノ門地区第二種市街地再開発事業</li> <li>●環状第2号線(再開発)</li> <li>●環状第2号線(汐留)(街路)</li> <li>●環状第2号線(晴海)(街路)</li> <li>●地下鉄日比谷線新駅整備事業</li> <li>●(仮称)八重洲バスター・ミナル(A)</li> <li>●(仮称)八重洲バスター・ミナル(B)</li> <li>●(仮称)八重洲バスター・ミナル(C)</li> <li>●東京都市計画道路事業補助線街路第97号線及び東京都市計画道路事業補助線街路第98号線</li> <li>○八重洲二丁目中地区</li> <li>○虎ノ門・麻布台地区</li> <li>○日本橋一丁目中地区</li> <li>○芝浦一丁目地区</li> <li>○虎ノ門一・二丁目地区</li> <li>◎(仮称)浜松町二丁目4地区A街区 (A棟、TM棟)</li> </ul>

都市名		地域名	面積 ※【】は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業
東京都				○赤坂二丁目地区 ○八重洲一丁目北地区 ○日本橋室町一丁目地区 ◎(仮称)豊洲六丁目4-2,3街区プロジェクト ◎虎ノ門一・二丁目地区第一種市街地再開発事業 ◎虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業
				◎(仮称)UDXビル計画(秋葉原3-1街区) ○淡路町二丁目西部地区 ○神田駿河台三丁目9地区 ○神田駿河台四丁目6地区 ◎(仮称)神田駿河台4-6計画
	千代田区 台東区	秋葉原・神田地域	157ha	◎(仮称)TGMM芝浦プロジェクト(A棟・ホテル棟) ◎(仮称)TGMM芝浦プロジェクト(B棟) ●品川駅北周辺地区土地区画整理事業 ○品川駅北周辺地区 ●品川駅自由通路整備事業
	港区 品川区	【特定地域】 品川駅・田町駅周辺地域	184ha 【184ha】	○西新宿一丁目7地区 ◎新宿イーストサイドスクエア計画 ◎西新宿二丁目(8号地)特定街区 ◎(仮称)損保ジャパン日本興亜 新美術館計画 ○歌舞伎町一丁目地区 ◎(仮称)歌舞伎町一丁目地区開発計画(新宿TOKYU MILANO再開発計画)
	新宿区	【特定地域】 新宿駅周辺地域 ※8	221ha 【221ha】 ※19	○大崎駅西口E東地区 ○大崎駅西口A地区 ◎(仮称)大崎西口開発計画 ○北品川五丁目第1地区 ◎(仮称)東五反田地区(B地区)開発計画 ◎(仮称)北品川5丁目計画
	品川区	大崎駅周辺地域	61ha	○渋谷二丁目21地区 ○渋谷駅地区 ○渋谷三丁目21地区 ○桜丘町1地区 ○宇田川町15地区 ○渋谷駅街区開発事業 ◎渋谷宮下町計画 ○渋谷駅南街区プロジェクト ◎(仮称)南平台プロジェクト ●渋谷駅街区土地区画整理事業 ●渋谷駅街区北側自由通路整備事業 ●仮称)南口北側自由通路整備事業 ●道玄坂一丁目駅前地区第一種市街地再開発事業 ●渋谷駅桜丘口地区第一種市街地再開発事業
	渋谷区	【特定地域】 渋谷駅周辺地域 ※8	139ha 【139ha】	◎西武鉄道池袋ビル建替え計画 ◎(仮称)豊島プロジェクト
	豊島区	【特定地域】 池袋駅周辺地域	143ha 【143ha】	○川崎生命科学・環境研究センター整備事業 ◎殿町プロジェクトⅡ ◎(仮称)殿町プロジェクトホテル棟／I棟新築工事 ●東京都市計画道路補助線街路第333号線、東京都市計画道路環状第8号線及び 川崎都市計課3・4・29号殿町羽田空港線 ●東京都市計画土地地区画整理事業 羽田空港跡地地区土地区画整理事業 ◎羽田空港跡地第2ゾーン計画
東京都 川崎市	大田区 川崎市	【特定地域】 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 ※6 ※8 ※14	339ha 【66ha】	

都市名		地域名	面積 ※【】は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業	
				◎羽田空港跡地第1ゾーン整備事業(第一期事業) ◎(仮称)殿町プロジェクトⅢ新築工事	
神奈川県	横浜市	横浜山内ふ頭地域	7ha	○山内ふ頭周辺地区	
		【特定地域】 横浜都心・臨海地域 ※7 ※8		◎みなとみらい50街区W地区開発プロジェクト ◎(仮称)MM21~46街区プロジェクト ○横浜駅西口駅前地区 ◎TOCみなとみらいプロジェクト ◎(仮称)オーケーみなとみらい本社ビル事業計画 ◎(仮称)MM59街区B区画開発計画 ◎(仮称)横浜駅西口駅ビル計画 ◎(仮称)MM21~32街区 オフィス計画 ○横浜駅きた西口鶴屋地区 ◎(仮称)横浜市中区北仲通5丁目計画 ◎(仮称)MM21~54 街区プロジェクト ●東横線跡地整備事業 ●横浜駅西口地下街回遊空間形成事業 ●臨港幹線キング軸デッキ ◎(仮称)横濱ゲートタワープロジェクト ◎Kアリーナプロジェクト ◎(仮称)みなとみらい21中央地区53街区開発計画	
		横浜上大岡駅西地域	7ha		
		浜川崎駅周辺地域	104ha		
		川崎駅周辺地域 ※4	66ha	◎(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業 ◎(仮称)ラゾーナ川崎C地区開発計画 ◎川崎駅西口開発計画	
		相模原市	相模原橋本駅周辺地域・相模原駅周辺地域 ※12 ※13	89ha	◎日本金属工業相模原事業所跡地開発事業
		厚木市	本厚木駅周辺地域	20ha	
福井県	福井市	福井駅周辺地域	66ha		
岐阜県	岐阜市	岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域	30ha	○日ノ出町2丁目地区	
静岡県	浜松市	浜松駅周辺地域	40ha	○浜松駅前旭・砂山地区	
愛知県	名古屋市	【特定地域】 名古屋駅周辺・伏見・栄地域 ※1 ※6 ※8 ※11 ※12		○名駅四丁目7番地区 ◎(仮称)名駅四丁目7番地区共同ビル建設事業 ○名駅四丁目27番地区 ○ささしまライブ24地区 ○名駅一丁目1番地区 ○名駅三丁目27番地区 ○名駅三丁目27番地区建設事業 ○名駅一丁目1番計画南地区(仮称)建設事業 ○中京テレビ放送株式会社 新社屋建設事業 ●名古屋都市計画事業 ささしまライブ24土地区画整理事業 ○名駅四丁目10番地区 ○グローバルゲート プロジェクト ●(仮称)名古屋駅周辺地下公共空間整備 ●名古屋都市計画道路事業3・3・14号椿町線 ○東桜一丁目1番地区 ◎(仮称)東桜一丁目1番地区建設事業	
				○栄四丁目1番地区	
		名古屋臨海地域 ※4 ※5	145ha	◎みなどアクルス開発事業計画(第I期) ◎商業施設「Maker's Pier」事業計画	
		中部国際空港東・常滑りんくう地域	378ha		
福井県	福井市	福井駅周辺地域	58ha	○福井駅前電車通り北地区	
京都府	京都市	京都駅周辺地域 ※10 ※12	162ha	◎(仮称)京都駅南開発計画	
		京都南部油小路通沿道地域	213ha		
				○心斎橋筋一丁目地区 ○淀屋橋地区	

都市名		地域名	面積 ※【】は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業
大阪府	大阪市	<p style="text-align: center;"><b>【特定地域】</b> 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域 ※6 ※8 ※12</p>	490ha 【209ha】	○梅田二丁目地区 ○角田町地区 ○大阪駅地区 ○西本町一丁目地区 ○本町三丁目南地区 ○小松原町地区 ○大阪駅北地区 ○中之島四つ橋筋地区 ○大阪駅西地区 ◎大阪駅改良・新ビル開発・アクティ大阪増築事業 ◎大阪駅北地区先行開発区域 A地区・B地区開発事業 ◎梅田阪急ビル建替事業 ○今橋三丁目地区 ◎中之島3丁目共同開発 第3期計画 ◎大阪・中之島プロジェクト ◎新・新ダイビル(仮称)開発計画 ○大深町地区 ○梅田1丁目地区 ○伏見町三丁目地区 ◎大阪・中之島プロジェクト(西地区) ◎(仮称)伏見三丁目計画 ◎梅田1丁目1番地計画(大阪神ビルディング及び新阪急ビル建て替え計画) ●JR東海道線支線地下化事業及び新駅設置事業 ●大阪駅北大深西地区土地区画整理事業 ◎ヨドバシ梅田タワー計画整備事業 ○淀屋橋駅東地区 ○淀屋橋駅西地区
				◎読売テレビ新社屋建設計画
				◎なんばパークス2期事業 ◎難波再開発地区C街区プロジェクト ○難波五丁目地区 ◎(仮称)新南海会館ビル建設工事
				○阿倍野筋一丁目地区 ◎阿倍野筋一丁目地区都市再生事業
				154ha 【53ha】
	堺市	堺鳳駅南地域	70ha	
		堺東駅西地域	27ha	
		堺臨海地域	95ha	◎(仮称)堺第2区臨海部開発事業
豊中市		千里中央駅周辺地域	15ha	◎千里中央地区再整備事業 ◎よみうり文化センター(千里中央)再整備事業
		高槻市	34ha	○大学町地区
		守口市	80ha	◎三洋電機・大日地区開発計画
		寝屋川市	49ha	
兵庫県	神戸市	神戸ポートアイランド西地域	273ha	
		神戸三宮駅周辺・臨海地域 ※10 ※15	98ha 【45ha】	○三宮駅前第1地区 ◎三宮駅前第1地区都市再生事業 ○新港町西地区 ◎神戸阪急ビル東館建替及び西館リニューアル計画 ●新交通三宮駅改良事業 ○神戸三宮雲井通5丁目地区 ◎新港突堤西地区(第1突堤基部)再開発事業
岡山県	岡山市	岡山駅周辺・表町地域 ※10	113ha	◎イオンモール岡山
				○若草町第一地区、第二地区

都市名		地域名	面積 ※【】は特定地域	◎ 民間都市再生事業計画 ○ 都市再生特別地区 ● 国際競争拠点都市整備事業
広島県	広島市	広島駅周辺地域	73ha	○広島駅南口Bブロック ○広島駅南口Cブロック ◎イズミ本社建設事業計画 ◎広島テレビ株式会社社屋・エネコム広島ビル共同事業計画 ◎広島銀行新本店建替えプロジェクト
		広島紙屋町・八丁堀地域 ※22	161ha	
	福山市	福山駅南地域	11ha	
香川県	高松市	高松駅周辺・丸亀町地域 ※2	51ha	○高松丸亀町商店街A街区及び内町街区 ◎高松丸亀町商店街民間都市再生事業 ○高松丸亀商店街G街区西及び東
福岡県	北九州市	小倉駅周辺地域 ※12	102ha	○小倉駅南口東地区
	福岡市	福岡香椎・臨海東地域 ※4	335ha	
		【特定地域】 福岡都心地域 ※7 ※8	455ha 【231ha】	◎新天神地下街建設事業 ●拠点間回遊案内強化事業 ●明治公園自転車駐車場 ●天神明治通り地区地下通路 ●天神3号線外地下通路・駐輪場整備事業 ◎(仮称)天神ビジネスセンタープロジェクト ◎旧大名小学校跡地活用事業
沖縄県	那覇市	那覇旭橋駅東地域	11ha	

※1 H14.10.25の範囲拡大に伴い名称を変更(旧名:名古屋駅東地域)

※2 H15.7.18に範囲拡大 ただし、東京都心・臨海地域は、当時の東京臨海地域が対象

※3 H19.2.28に範囲拡大

※4 H23.11.24に範囲拡大

※5 H23.11.24の範囲拡大に伴い名称を変更(旧名:名古屋臨海高速鉄道周辺地域)

※6 H24.1.25に範囲拡大

※7 H24.1.25に範囲拡大及び地域統合

東京都心・臨海地域(旧名:東京駅・有楽町駅周辺地域、環状二号線新橋・赤坂・六本木地域、東京臨海地域)

横浜都心・臨海地域(旧名:横浜駅周辺地域、横浜みなとみらい地域)

福岡都心地域(旧名:博多駅周辺地域、福岡天神・渡辺通地域)

※8 H24.1.25に特定都市再生緊急整備地域の指定

※9 H25.7.12に範囲拡大及び地域統合

札幌都心地域(旧名:札幌駅・大通駅周辺地域、札幌北四条東六丁目周辺地域)

※10 H25.7.12の範囲拡大に伴い名称を変更

京都駅周辺地域(旧名:京都駅南地域)

神戸三宮駅周辺・臨海地域(旧名:神戸三宮駅南地域)

岡山駅周辺・表町地域(旧名:岡山駅東・表町地域)

※11 H25.7.12に特定都市再生緊急整備地域の範囲拡大

※12 H27.7.24に範囲拡大

※13 H27.7.24の範囲拡大に伴い名称を変更(旧名:相模原橋本駅周辺地域)

※14 H28.11.24の範囲拡大に伴い名称を変更(旧名:川崎殿町・大師河原地域)

※15 H28.11.24に範囲拡大

※16 H29.8.2に範囲拡大

※17 H29.8.2に範囲拡大

※18 H29.8.2名称変更(旧名:大阪ビジネスパーク駅周辺・天満橋駅周辺地域)

※19 H30.10.24(拡大)

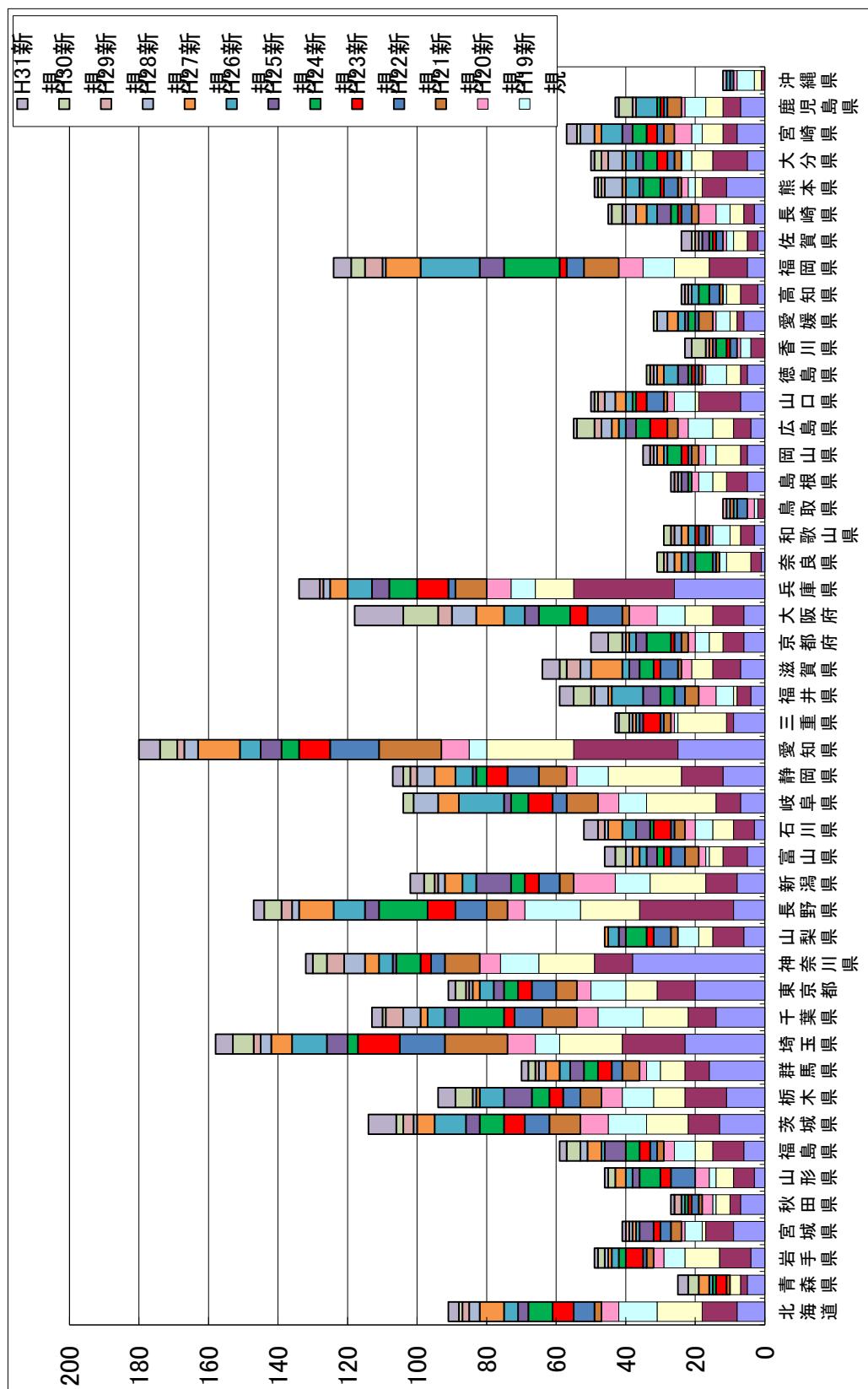
※20 H30.10.24(拡大)

※21 H30.10.24指定

※22 H30.10.24指定

(令和2年3月31日現在)

図3－1－2 都市再生整備計画の都道府県別地区数



### 3-3 大都市圏における都市環境インフラの再生

#### 1. 首都圏

平成13年12月4日に都市再生本部で決定された都市再生プロジェクト（第三次決定）「大都市圏における都市環境インフラの再生」における「まとまりのある自然環境の保全」（参考1）を具体的に推進することを目的に、首都圏において関係府省及び都県市からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」（参考2）が平成14年3月1日に設置された。本協議会では、学識経験者からなる研究会を設置し、専門的な観点からの審議を重ねつつ、首都圏における自然環境を総点検し、保全すべき対象等を「保全すべき自然環境」（参考3）として抽出した。さらに、首都圏における自然環境の保全、再生、創出に向けた都市環境インフラの整備の基本指針となる「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を策定した（平成16年3月15日発表）。

また、本グランドデザインの推進のため、引き続き「自然環境の総点検等に関する協議会」を存続し、以下の取組を行っている。

##### ◇ 「取組状況の把握」

…グランドデザインの目標の達成状況や事業の進捗状況を把握し、都市環境インフラの整備や課題への対応の検討を進めていくため、各主体における取組の実施状況についての把握・整理を実施する。

##### ◇ 「都市環境インフラデータベースの構築」

…国や地方自治体、市民団体等が実施している各種の取組や事業、生き物の目撃情報等の統計情報をデータベース化することで、それぞれの主体が保有している情報を共有化し、各主体が相互に活用・連携できることを目指す。本データベースは、平成19年7月にホームページ上で一般公開した。

##### ◇ 「近郊緑地保全区域の指定」

本グランドデザインの地域別行動方針において、「保全すべき自然環境」を踏まえ、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づく、近郊緑地保全区域の指定を検討することが示されている。

平成17年9月には、三浦市小網代地区で32年ぶりとなる新規指定を、平成18年12月には、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定行った。また、その他の候補地についても、指定に向けた検討・調整を進めている。

## 参考1 都市再生プロジェクト（第三次決定）<抜粋>

平成13年12月4日 都市再生本部決定

### III. 大都市圏における都市環境インフラの再生

豊かでうるおいのある質の高い都市生活を実現するため、大都市圏の既成市街地において、自然環境を保全・創出・再生することにより水と緑のネットワークを構築し、生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和、自然とのふれあいの場の拡大等を図る。

#### 1. まとまりのある自然環境の保全

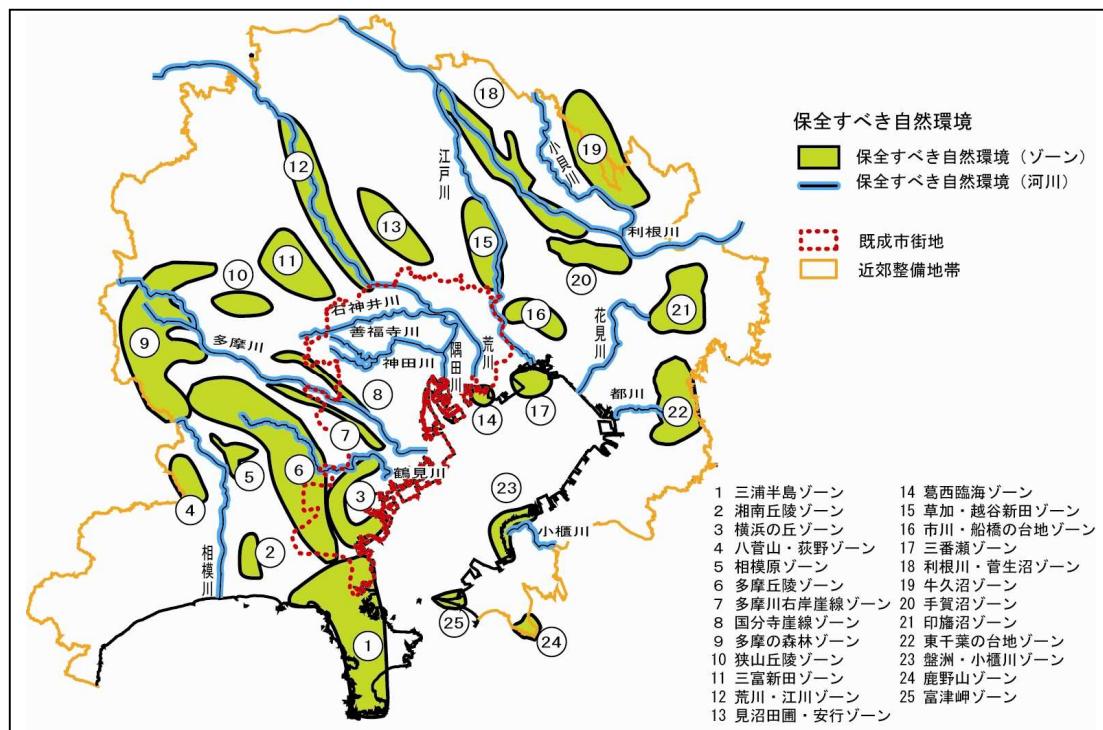
大都市に残された貴重な財産であるまとまりのある自然について、その保全を図る。このため、大都市に残る保全すべき自然環境を総点検した上で、それらの保全に必要な施策の強化等を図る。

## 参考2 首都圏における自然環境の総点検等に関する協議会 委員名簿

※組織名は設置当時

農林水産省農村振興局長	茨城県企画部長
林野庁森林整備部長	埼玉県企画財政部長
水産庁増殖推進部長	千葉県総合企画部長
国土交通省国土計画局長	東京都都市整備局長
国土交通省都市・地域整備局長	神奈川県環境農政部長
国土交通省河川局長	横浜市環境創造局長
国土交通省道路局長	川崎市環境局長
国土交通省港湾局長	千葉市都市局長
環境省自然環境局長	さいたま市政策局長 (オブザーバー)
農林水産省関東農政局長	内閣官房地域活性化統合本部事務局次長
国土交通省関東地方整備局長	

## 参考3 首都圏における保全すべき自然環境



## 「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」

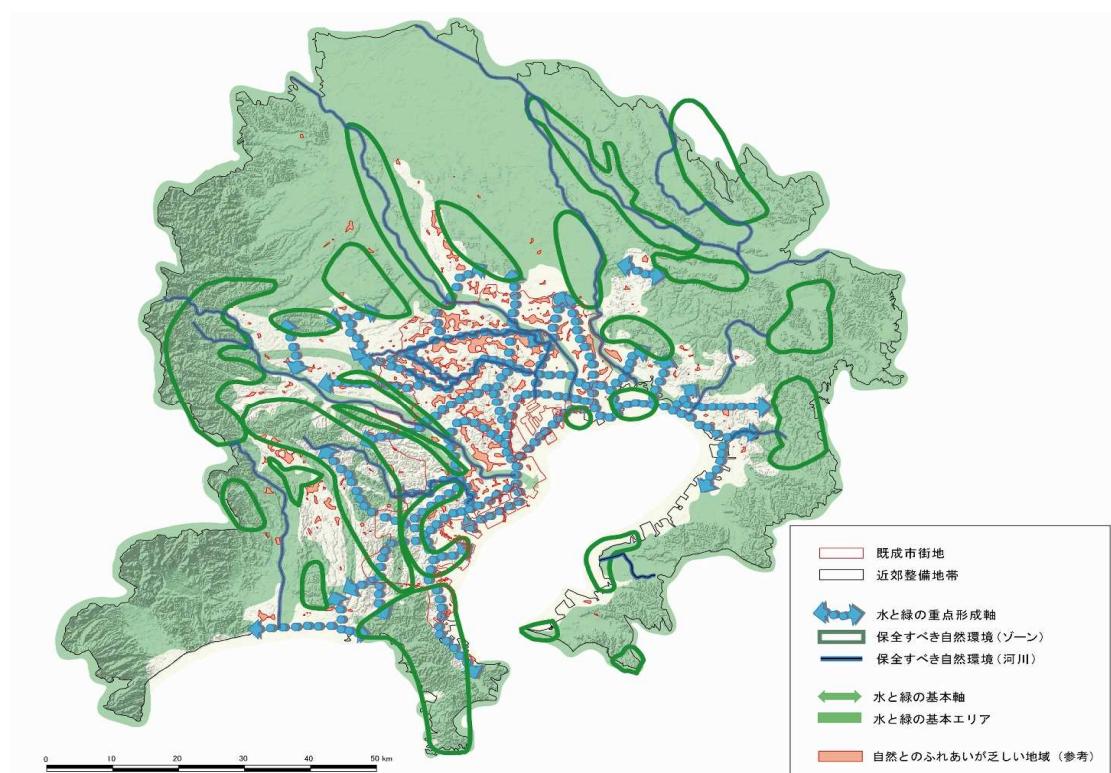
### (1) グランドデザインの意義

- ・自然環境に対するニーズの変化や生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和等の要請に応えるため、自然環境を保全、再生、創出することにより、首都圏に水と緑のネットワークを形成していくことが必要。
- ・首都圏における自然環境に関する取り組みに当たり、広域的な観点から、多様な関係主体が連携し、目指すべき自然環境の姿や目標を共有して都市環境の整備を計画的に推進するため、国のみならず関係地方公共団体が共同して、共通の将来像である「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を作成。
- ・このグランドデザインは、首都圏における自然環境の保全、再生、創出に向けて取り組む地域や関係主体の今後目指す一つの方向性を示すものとして、都市環境インフラの整備の基本指針となる、①首都圏の自然環境の基本目標、②首都圏における都市環境インフラの将来像、③首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針、を取りまとめたもの。

### (2) 首都圏の自然環境の基本目標

- ・自然環境が有する機能を、①生物多様性保全の場提供機能、②人と自然とのふれあいの場提供機能、③良好な景観提供機能、④都市環境負荷調節機能、⑤防災機能、に分類し、これらの機能に即し、14の基本目標を設定（参考4）。
- ・本グランドデザインは、首都圏の自然環境を長期的視野から展望しつつ、おおむね10年後の首都圏の将来像を示すもの。

首都圏の都市環境インフラの将来像



#### 参考4. 首都圏の自然環境の基本目標

##### 生物多様性保全の場提供機能

- 首都圏の歴史に根付いた、首都圏にふさわしい生物相を首都圏全体で豊かにする。  
里地里山、里海里浜のエコトーン等、地域に応じて生物が多様な自然環境とする。
- 新たに絶滅の危機に瀕する生物種が増加しないような自然環境とする。

##### 人と自然とのふれあいの場提供機能

- 歴史的、文化的な価値を有する自然環境とのふれあいを将来にわたって楽しみ、あるいはそのふれあいから学ぶことができるようとする。
- 都市生活者にとってもそれほど遠くない距離に、鳥や蝉、秋の虫の音に四季を感じる、季節の草花を愛する、蝶やとんぼが舞うのを楽しむ等、自然とふれあって四季を十分に楽しめるようにする。
- 広々とした緑地や、せせらぎ・さざ波等に触れられる水辺空間、土に親しみ収穫を喜べる空間等、さまざまなふれあいを楽しめるようになるとともに、ふれあいの場が多くの人々にとって使いやすいものとなるようにする。

##### 良好な景観提供機能

- 人々の心に残るふるさとの原風景や、古くから親しまれている史跡・名勝と一体となった美しい景観を継承し、より良いものにするとともに、地域の個性につながる自然環境を整備する。
- 人々が広がりや開放感を感じることや、身近に四季を目で見て感じることができるようとする。
- 連担性、連続性のある自然環境により、雄大で奥行きのある良好な景観を楽しむことができるようとする。

##### 都市環境負荷調節機能

- 流域圏全体に着目し、自然の水循環と人工の水循環がバランスよく組み合わされた都市環境とする。高度に都市化された市街地の中にはあっても、水が適切に循環する環境とする。【水環境保全機能】
- ヒートアイランド現象等で引き起こされる熱環境の悪化や大気の乾燥化、さらには局地的な大雨等、局地的な気象変動を都市の熱バランスを確保することによって低減させ、快適な環境とする。【局気象調節機能】
- 都市活動の結果生み出される生活に不快となる騒音が緩和された静寂な環境とする。【騒音緩和機能】
- 首都圏にあっても温暖化防止に資するため、CO<sub>2</sub>の吸収源となる森林や緑地等が整備された環境とする。【温暖化防止機能】
- 自然環境が持つ循環システムを有効に活用し、有機性廃棄物による環境負荷を軽減する。【有機性廃棄物分解機能】

##### 防災機能

- 災害時の避難場所や避難ルートが必要な地域において、適切な自然環境の配置と活用によって避難場所や避難ルートの確保を図るとともに、延焼遮断帯として機能する自然環境の確保を図る。

## 2. 近畿圏

首都圏に続き、近畿圏の自然環境のあり方についても、広域的かつ総合的な視点で取り組む必要性があることから、都市再生プロジェクト（第三次決定）「大都市圏における都市環境インフラの再生」のもと関係府省及び府県市からなる「近畿圏の自然環境の総点検等に関する検討会議」（参考1）を平成16年3月25日に設置し、「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（参考2）の策定に向けた検討を開始した。

検討会議の下に、専門的な観点からの検討を図るため学識経験者からなる研究会を設置（計11回開催）し、加えて生物多様性確保機能の評価をするため生物部会（計3回）を研究会内部に設置したうえで、近畿圏における自然環境を総点検し、保全等を検討すべき自然環境の抽出、自然環境の再生・創出を検討すべき軸の抽出など検討を重ねた結果、平成18年8月9日開催の第3回検討会議において本グランドデザインが承認され、策定に至った。

本グランドデザインは、近畿圏の自然環境に関して関係主体が共有すべき目標像として都市環境インフラの将来像（参考3）を提示するとともに、将来像の実現に向けて取り組むべき施策及び関係する多様な主体間の連携や役割分担を行動方針として示している。

策定後の取組として、グランドデザインに示す将来像図の実現を目指し、関係主体が自然環境の保全・再生・創出・活用に向けて取り組みつつ、行われた取組の進捗状況や効果を把握するなどグランドデザインに係る取組をフォローアップしていくこととしている。平成18年度及び19年度は、グランドデザインの中で示した将来像や取組方針を基に、行政や市民団体からなるワーキンググループを地域ごとに設置し、各地域の課題の抽出やその解決に向けた具体的な取組の検討・整理等を行い、自然環境の保全・再生・創出のための具体的な事業手法を検討した。

### 参考1 近畿圏における自然環境の総点検等に関する検討会議 委員名簿

※組織名は設置当時

農林水産省近畿農政局企画調整室長	環境省自然環境局自然環境計画課長
農林水産省近畿農政局農村計画部長	環境省近畿地方環境事務所統括自然保護企画官
農林水産省林野庁近畿中国森林管理局計画部長	滋賀県琵琶湖環境部長
農林水産省水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長	大阪府環境農林水産部長
国土交通省国土計画局広域地方整備政策課長	京都府政策企画部長
国土交通省都市・地域整備局都市・地域政策課長	兵庫県企画県民部長
国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長	奈良県地域振興部長
国土交通省近畿地方整備局企画部長	和歌山県企画部長
国土交通省近畿地方整備局建設部長	京都市総合企画局長
国土交通省近畿地方整備局河川部長	大阪市計画調整局長
国土交通省近畿地方整備局道路部長	堺市環境局長
国土交通省近畿地方整備局港湾空港部長	神戸市環境局長
(オブザーバー)	
内閣官房地域活性化統合本部事務局参事官	

## 参考2 「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」<概要>

### グランドデザインについて

- ・自然環境に対するニーズの変化や生態系の回復、ヒートアイランド現象の緩和等の要請に応えるため、自然環境を保全、再生、創出することにより、近畿圏に水と緑のネットワークを形成していくことが必要。
- ・近畿圏における自然環境に関する取組として、広域的な観点から多様な関係主体が連携し、目指すべき自然環境の姿や目標を共有して都市環境の整備を計画的に推進するため、国のみならず関係地方公共団体が共同して、共通の指針となる「近畿圏の都市環境インフラのグランドデザイン」を作成。
- ・このグランドデザインは、近畿圏における自然環境の保全、再生、創出、活用に向けて取組む地域や関係主体の今後目指す一つの方向性を示すものとして、①近畿圏の自然環境の基本目標、②近畿圏における都市環境インフラの将来像、③近畿圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針、をとりまとめたものである。

### 近畿圏の自然環境の基本目標について

- ・近畿圏の自然環境の特徴と課題をふまえ、近畿圏に生活する人々が健康で文化的な、心の豊かさを感じることができる生活を営み、それらを次の世代に継承するために、近畿圏全体で共通して設定する自然環境の理念と基本目標を示した。

#### <グランドデザインの理念>

- ① 自然環境をテーマとしたまちづくり
- ② 自然環境の向上と都市生活の改善を同時に実現
- ③ 自然環境の背景にある地域固有の歴史・風土・文化の重視

#### <基本目標>

- |            |                |
|------------|----------------|
| ① 生物多様性の向上 | ② 人と自然のふれあいの確保 |
| ③ 安全性の向上   | ④ 快適な環境の形成     |

本グランドデザインは、近畿圏の自然環境を長期的視野から展望しつつ、おおむね10年後の近畿圏の将来像を示すものである。

### 近畿圏における都市環境インフラの将来像について

#### (1) 近畿圏における自然環境の特徴をふまえたネットワーク形成の方向性

##### <近畿圏の自然環境づくりのテーマと方針>

○テーマ：山・里・海をつなぐ人と自然のネットワーク

○方針：～地形と流域のまとまりを背景として～

- ①自然をつなぐ ②人と自然をつなぐ ③人と人をつなぐ

##### <水と緑のネットワーク形成の5つの方向性>

～土地のポテンシャルをいかしながら土地のワイスユーズを目指して～

- ① 緑の骨格における自然環境の保全、再生

- ② 開発にさらされる地域での自然環境の保全・再生と周辺資源とのネットワーク化
- ③ 既成市街地における自然環境の再生・創出とネットワーク化
- ④ 河川等における自然環境の再生・創出とネットワーク化
- ⑤ 湾岸における自然環境の創出（緑地、藻場・干潟）とネットワーク化

## （2）近畿圏における都市環境インフラの将来像

- ・近畿圏における自然環境の質・量の向上を図るため、現状の近畿圏の水と緑のネットワークをさらに充実、強化するための根幹となる考え方である近畿圏における都市環境インフラの将来像を提示。
- ・この将来像は、多様な関係主体が長期的に目指すべき近畿圏の自然環境の保全、再生、創出、活用の考え方及び施策や取組の方向性について示すもので、関係主体が共有する目標像とするもの。
- ・近畿圏の都市環境インフラの将来像は、以下の要素から構成。

### ○保全等を検討すべき地域（25ゾーン及び4河川）

～水と緑のネットワークの拠点～

現状で残された特に保全すべき貴重な自然環境であるとともに、将来にわたって近畿圏の水と緑のネットワークの拠点となるエリア。今後、維持・管理を含めた保全・再生等の取組を優先的に講じていくところ。

### ○水と緑の基本軸

～近畿圏における水と緑のネットワーク経路の骨格～

「保全等を検討すべき地域」の中でも、近畿圏における自然環境の骨格を形成し、とくに自然環境の機能の強化、充実が必要とされる重要な軸。

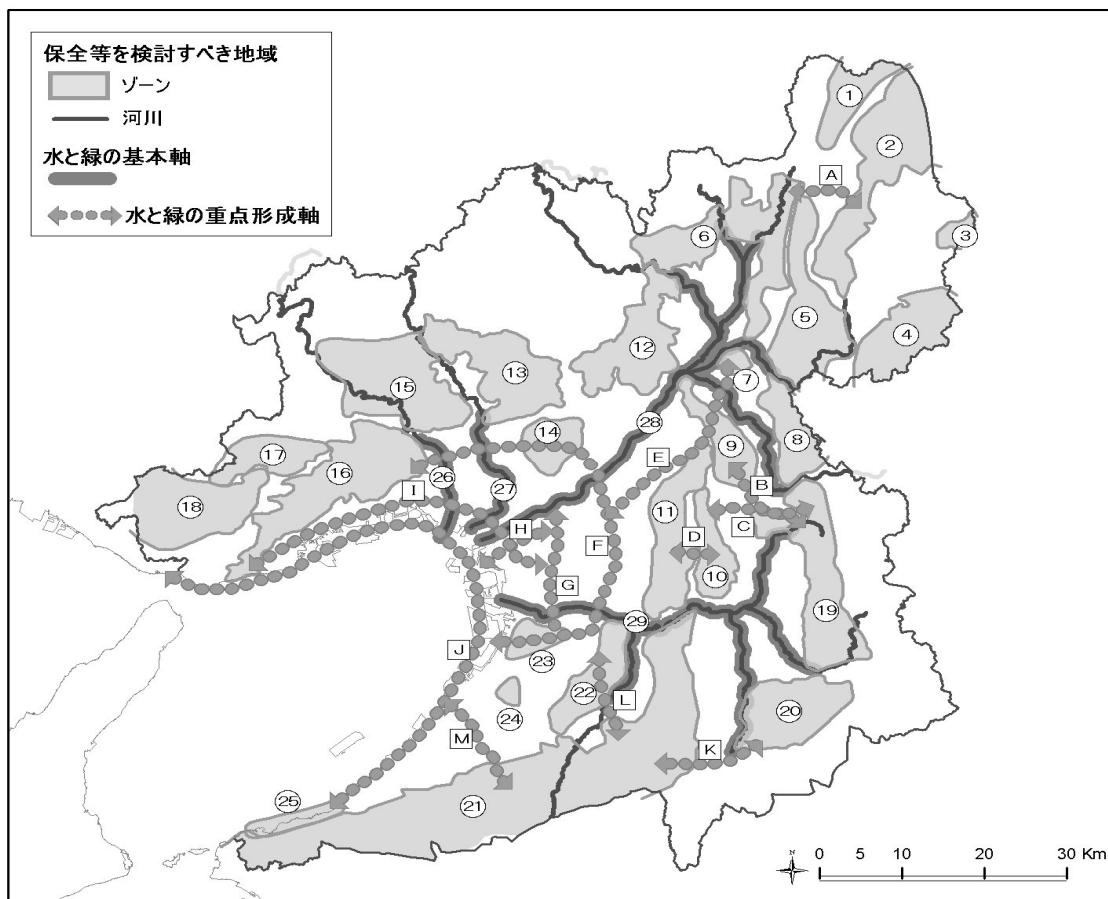
### ○水と緑の重点形成軸（13軸）

～将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路～

近畿圏全体の自然環境の質を高めるために、現状の自然をいかしつつ将来に向けて形成を図る水と緑のネットワーク経路。今後、都市環境インフラ整備に関わる関係主体が、自然環境の再生・創出等に係る様々な施策や取組を積極的、重点的に講じていくところ。

参考3

近畿圏の都市環境インフラの将来像図

**保全等を検討すべき地域**

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1 比良山地     | 16 六甲山地          |
| 2 琵琶湖      | 17 帝釈山地          |
| 3 鏡山周辺     | 18 西神丘陵          |
| 4 田上信楽山地   | 19 大和青垣          |
| 5 比叡山から音羽山 | 20 飛鳥            |
| 6 京都市街地周辺  | 21 金剛山地・和泉山脈     |
| 7 巨椋干拓地    | 22 南大阪丘陵地        |
| 8 三上山周辺    | 23 堺市北部          |
| 9 京阪奈丘陵    | 24 信太山           |
| 10 矢田丘陵    | 25 貝掛・箱作・長松・小島海浜 |
| 11 生駒山地    | 26 武庫川           |
| 12 ポンポン山周辺 | 27 猪名川           |
| 13 箕面山・妙見山 | 28 淀川・木津川・桂川・宇治川 |
| 14 北大阪丘陵地  | 29 大和川           |
| 15 宝塚市周辺   |                  |

**水と緑の重点形成軸**

- |                              |
|------------------------------|
| A 比良山地から比叡山地域と琵琶湖をつなぐ軸       |
| B 京阪奈丘陵と大和青垣をつなぐ軸            |
| C 矢田丘陵と大和青垣をつなぐ軸             |
| D 生駒山地と矢田丘陵をつなぐ軸             |
| E 巨椋干拓地から京阪奈丘陵、大阪市街地をつなぐ軸    |
| F 市街地を環状につなぐ軸                |
| G 上町台地を中心とした軸（堺北部地域と淀川をつなぐ軸） |
| H 大阪湾沿岸と大阪市街地をつなぐ軸           |
| I 六甲山麓から神戸・大阪市街地をつなぐ軸        |
| J 大阪湾沿岸をつなぐ軸                 |
| K 金剛山地・和泉山脈と飛鳥地域をつなぐ軸        |
| L 南大阪丘陵と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸       |
| M 大阪湾沿岸と金剛山地・和泉山脈をつなぐ軸       |